

下水道事業会計予算(案)

令和4年度 羽島市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------------|---------------------------|
| (1) 接 続 戸 数 | 8,050 戸 |
| (2) 年 間 総 有 収 水 量 | 2,801,400 m ³ |
| (3) 1 日 平 均 有 収 水 量 | 7,675 m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業 | 下水道管渠整備工事 事業費 1,158,086千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収	入
第1款 下水道事業収益	1,385,464 千円
第1項 営 業 収 益	356,574 千円
第2項 営 業 外 収 益	1,028,890 千円

支	出
第1款 下水道事業費用	1,362,499 千円
第1項 営 業 費 用	1,172,007 千円
第2項 営 業 外 費 用	187,492 千円
第3項 予 備 費	3,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額501,855千円は当年度分損益勘定留保資金439,605千円、当年度消費税資本的収支調整額62,250千円で補てんするものとする。)なお、建設改良費に充てるために下水道事業基金を48,763千円取り崩す。

	収	入
第1款 資本的収入		1,645,966 千円
第1項 企業債		989,000 千円
第2項 出資金		181,623 千円
第3項 国庫補助金		387,580 千円
第4項 工事負担金		39,000 千円
第5項 その他資本的収入		48,763 千円

	支	出
第1款 資本的支出		2,147,821 千円
第1項 建設改良費		1,158,086 千円
第2項 企業債償還金		989,635 千円
第3項 負担金還付金		100 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
脱水機増設(機械・電気)	令和5年度	538,000 千円
ストックマネジメント計画電気設備改築工事	令和5年度	100,800 千円
下水道総合地震計画脱水機棟耐震補強工事	令和5年度	181,200 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良債 資本費平準化債	千円 989,000	証書借入 又は証券発行	2.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、利 率見直しを行った後におい ては、当該利率見直し後の 利率)	借入先の融資条件による。ただし 企業財政その他の都合により繰上 償還又は低利に借り換えることが できる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用・営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又は、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 99,197 千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、24,296千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。